

2022年9月5日
フコクしんらい生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の給付金請求時の必要書類について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症に罹患され、実際に医療機関等にご入院された場合に加え、医療機関が満床であるなどの理由により、医師・保健所等の指示にもとづき、自宅もしくは臨時施設等にて、入院と同等の治療・療養を受けた場合（以下、「みなし入院」）については、その期間に関する医師または医療機関の証明書類などの提出をもって、入院給付金等の支払対象としております。

入院給付金等のご請求にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」が確認できる書類（証明書）として、「療養証明書」（保健所・自治体等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」等）をご提出いただいておりますが、医療機関や保健所の負担軽減の観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務態勢の構築について、可及的速やかに対応するよう要請を受けております。

また、令和4年厚生労働省令第116号により改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」により、都道府県の判断で発生届の届出対象の限定が可能となったことに伴い、2022年9月2日以降、お客さまが居住される都道府県によっては発生届の対象外となる方につきましては、「療養証明書」を取得できなくなります。

以上を踏まえ、2022年9月2日以降、新型コロナウイルス感染症の給付金請求時に必要となる書類を、以下のとおりいたします。

●新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かる書類（給付請求時に必要となる書類）

現行のお取扱い	2022年9月2日以降のお取扱い
<p>(1) 入院（療養）期間の記載のある医療機関発行の領収証</p> <p>(2) 宿泊・自宅療養証明書</p> <p>(3) 就業制限に関する通知書</p> <p>(4) My HER-SYS(*1)による証明画面 (氏名・生年月日・診断年月日があるもの)</p>	<p>(1) ～ (4) 同左</p> <p>(5) 上記 (1) ～ (4) を用意できない場合、以下いずれかの書類</p> <p>①医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果が分かるもの</p> <p>②PCR 検査や抗原検査を実施する検査センターの検査結果（市販の検査キットを除く）</p> <p>③自治体が設置している「健康フォローアップセンター(*2)」の受付結果（被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの、SMS・LINE 等）</p> <p>④保健所とコロナ陽性者がやりとりしたメールの写し</p>

(*1) 厚生労働省が提供する健康管理システムです。

(*2) 自治体により名称が異なるため、お住まいの自治体での名称をご確認ください。

以上